

平成29年度金融庁行政事業レビュー公開プロセス

平成29年6月13日

【総務課長】 それでは、時間になりましたので、これから始めさせていただきたいと思います。

本日は、ご多忙のところご参集いただきまして、どうもありがとうございます。ただいまから、金融庁行政事業レビュー公開プロセスを開催いたしたいと思います。皆様には、ご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございました。私は、金融庁行政事業レビュー推進チームの副統括責任者を務めさせていただいております、総務企画局総務課長の石田でございます。本日の進行役を務めさせていただきます。

初めに、金融庁行政事業レビューチームの統括責任者であります、総括審議官の森田からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

【総括審議官】 金融庁の森田でございます。先生方におかれましては、ご多忙の中ご参加いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

行政事業レビューは行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的・効率的な実施を通じて質の高い行政を実現するとともに、行政の透明性を高め、国民への説明責任をしっかりと果たすため、各府省庁自らが自律的に実施することとされております。

本日ご議論いただきます事業は、有識者の皆様方からご意見をお伺いした上で公開プロセスの対象として選定させていただいたものであります。本日は対象事業の改善策等につきましてのご議論をどうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】 続きまして、外部有識者の皆様をご紹介します。最初に、大阪大学国際公共政策研究科教授の赤井伸郎先生でございます。

【赤井先生】 よろしく申し上げます。

【総務課長】 続きまして、公共財団法人交通協力会常務理事の石堂正信先生でございます。

【石堂先生】 石堂です。よろしく申し上げます。

【総務課長】 続きまして、株式会社PHP研究所専務取締役 政策シンクタンクPHP総研代表の永久寿夫先生でございます。

【永久先生】 永久です。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 続きまして、日本大学商学部教授の堀江正之先生でございます。

【堀江先生】 堀江です。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】 続きまして、宮内公認会計士事務所の公認会計士の宮内忍先生でございます。

【宮内先生】 宮内です。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】 続きまして、慶應義塾大学名誉教授の吉野直行先生でございます。

【吉野先生】 吉野でございます。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 なお、吉野先生には取りまとめ役をお願いしております。

続きまして、それでは私から、本日の公開プロセスの実施の流れについて簡単にご説明させていただきます。公開プロセス対象事業は、行政改革推進会議から示されました選定基準に従いまして、「市場の公正確保のための経費」としております。まず、事業の概要につきまして担当者からご説明いたします。次に、私から議論していただく論点についてご説明いたします。その後、質疑、議論とさせていただきます。質疑、議論はおおむね40分程度、議論の流れによりまして延長や短縮もございますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

質疑、議論の終了予定時刻の10分前を目安といたしまして、私から、外部有識者の皆様にコメントシートのご記入を開始していただくようご案内させていただきます。有識者の皆様には、コメントシートに記載されました評価の4つの選択肢のいずれかを選択していただくとともに、コメント欄には、事業の課題や問題点、当該選択の理由根拠を具体的にご記入いただき、改善の手法や事業見直しの方向性についても具体的に記載していただくようお願いいたします。また、事業を強力に推進する旨のご意見をコメント欄に記載することも可能でございます。

ご記入いただきましたコメントシートにつきまして、事務局で集計いたしまして、取りまとめ役の吉野先生から、例えば、「事業内容の一部改善」が何名、あるいは「事業全体の抜本的な改善」が何名といった票数の分布、それからコメントシートに記載されました主なコメントを読み上げていただいた上で、評価結果、取りまとめコメントの案を発表していただきます。

外部有識者の皆様には、発表されました評価結果及び取りまとめコメントの案に対して、ご意見があれば述べていただき、それらの意見を踏まえて、吉野先生に必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを発表していただきたく存じます。

なお、評価結果につきましては、外部有識者の皆様の評価におきまして最も票数が多い選択肢を基本として、もし票数が分散した場合には、外部有識者の皆様でご議論をしていただき、1つの結論を得るように目指していただくようお願い申し上げます。

以上が、一連の大体の流れでございます。

なお、コメントシートに記載していただきましたコメントにつきましては、公開プロセスの結果とあわせて金融庁のウェブサイトで公表いたします。また、議事録につきましても別途公表することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。事業の概要につきまして、5分程度になりますけれども、担当でございます証券取引等監視委員会事務局総務課長からご説明申し上げさせていただきます。それではよろしくお願いいたします。

【監視委総務課長】 証券取引等監視委員会総務課長の河村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

本日は「市場の公正確保のための経費」に係る事業について概要説明をさせていただきます。お手元の資料に沿って説明をいたします。1ページをご覧くださいでしょうか。まずは証券監視委の組織・目的でございます。証券監視委は委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として、金融庁に設置されております。委員長及び委員は内閣総理大臣により任命をされ、独立してその職権を行使すると法令に規定されております。市場の公正性・透明性の確保、投資者保護等を目的に活動しておりまして、具体的にはインサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査、上場会社のディスクロージャー違反に対する開示検査、金融商品取引業者の不正行為に対する証券検査等を主な業務としておりまして、その調査・検査結果を踏まえ、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告あるいは行政処分の勧告、また、重大・悪質な事案に対しましては刑事告発等を実施しております。

右側の図をごらんください。監視委員会から下に矢印が向いておりますが、主な監視対象といたしましては金融商品取引業者等、上場企業等、そのほか投資家等ということになっております。特色といたしましては、金融商品取引業者等につきましては約7,000社、上場企業等については約3,600社、それから全ての投資家の全ての取引を監視対象としておりますので、監視対象が非常に広範囲にわたっているというところでございまして、我々といたしましてはIT技術を駆使などして、効率的・効果的に市場監視をやっていくということが課題だと認識しております。

引き続きまして、2ページをごらんいただけますでしょうか。こちらは事業の全体像ということで、市場監視の業務フローを示したものでございます。繰り返しになりますが、市場監視委の使命、ミッションといたしましては、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図ることにより、資本市場の健全な発展への貢献、もって国民経済の持続的な成長への貢献を図っていくということでございます。それから、右側に書いておりますが、監視委が目指す公正・透明な市場の姿といたしまして、全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場といった市場を目指して、日々活動を行っているところでございます。

下の図をごらんいただけますでしょうか。薄い青色で表示しておりますのが、今回レビューの対象となっている経費でございます。まず、左側の一般投資家等が証券投資を行う際、あるいはその過程でインターネット等を閲覧している際に、不公正取引の疑義のある情報等を察知した場合に、監視委員会に情報提供を行っていただいております。これに関連する経費が情報収集・分析態勢強化経費でございます。また、一般投資家の方々がいろいろ閲覧をするとともに、インターネットのウェブサイト等へ書き込みをされるケースがございますが、その中に相場に影響を与えるような不適切な書き込みがないかどうかについて監視を行う必要がございます。それをこちらに書いておりますインターネット巡回監視システム（IPS）によって、我々のほうで監視をしているというところでございます。

こうしていろいろな情報を集めたところで、疑わしい取引について審査を行うというのが取引審査というところでございまして、その審査を経て不公正取引等の疑義が高まれば、調査・検査を実施するという流れになっております。その調査・検査の過程でデジタルフォレンジックを活用し、そこで法令違反の事実が認められた場合には、勧告・告発という流れとなっております。

続きまして、3ページをごらんください。こちらはデジタルフォレンジック関連システム経費、平成28年度予算額は4,520万円となっております。その概要でございますが、IT技術の高度化や不公正取引の複雑化等に対応するため、電磁的記録の保全・復元・解析等を行うための経費でございます。市場監視を取り巻く内外の環境は大きく変化しております。例えば調査対象となる電子機器の多様化・高度化が進んでいるほか、記憶媒体の大容量化、データのクラウド化等も進んでおります。また、新たなITサービスの普及に伴うデータ取得対象の多様化も進んでおりますし、暗号化技術の高度化等も進んでおり

ます。こうした環境変化に的確に対応していくために、多様な電子機器に係るデジタルフォレンジック機器・システムの整備を行っていく必要がございます。また、大量のデータ処理をするための機器・システムの性能の向上、あるいはさまざまなITサービス等に係るデータを保全・復元・解析するための技術の向上、特に暗号化されたデータを復元・解析するための技術の向上といったシステム整備を図っていく必要があると考えております。

続きまして、4ページをごらんください。こちらはインターネット巡回監視システム運用経費、平成28年度予算額は1,300万円となっております。その概要でございますが、株価に影響を与えるような不適切な書き込みなどを確認することを目的として、インターネット上のサイトを巡回してデータを収集・蓄積し、その検索を可能にするということで、効率的な市場監視を行うための経費となっております。下の図をごらんください。こちらでインターネット上のサイト、SNS、ブログ、掲示板等多数ございますが、こちらの指定したサイトを特定の頻度でシステムのほうで巡回し、必要なデータを収集してくると。そして、インターネット巡回監視システム内にその集めてきたデータを蓄積していき、それに対しまして監視委員会の職員がその情報の内容を検索・分析していくという流れとなっております。

最後に5ページ目をごらんください。こちらは情報収集・分析態勢強化経費ということで、平成28年度予算額は1,380万円となっております。こちらの概要につきましては、機動的な市場監視を実施するため、一般投資家等から有用な情報を収集するための情報提供受付窓口の整備に係る経費といたしまして、窓口業務の補助等を行う非常勤職員手当、ナビダイヤル等の経費となっております。こちらにつきましては、一般投資家の方々が証券市場に投資をする際に不公正取引を察知した場合、監視委員会の情報提供窓口の情報提供をしていただくと。その際、電話やインターネットを使って情報提供をしていただくということになっておりまして、それを非常勤職員にて、例えば電話では電話の受付を行い、情報の詳細につきまして質問等により確認をする、あるいは非常勤職員において情報提供のあった銘柄に係る相場情報等を確認し、付加価値をつけた上で市場監視に活用しているという業務の流れとなっております。なお、28年度は7,600件の情報が一般の投資家の方々から寄せられておりまして、それを日常の市場監視に活用しているところでございます。

以上、事業の概要の説明とさせていただきます。

【総務課長】 お手元に資料をいろいろお配りしていますが、資料1に行政事業のレビ

ューシートで、これからご論議いただくようなことについての事務的なことを含めて整理しているものも入ってございます。

それから、資料3でございますけれども、先ほど申し上げました、本事業でご議論いただいてはどうかという論点についてまとめているものでございます。一応申し上げますと、論点の1つ目といたしましては、「調達にあたり、競争性や透明性、効率性が確保されているか」、論点の2つ目といたしましては、「事業の目的に照らして、成果指標は適切なものとなっているか」、論点3といたしまして、「我が国の市場の公正性・透明性の確保、投資者保護の観点から、十分な活動を行うための設備・手法が整備されているか。そのための予算が確保されているか」ということを掲げてございます。これらの点を中心にご議論いただければありがたいと思います。

それでは、これより質疑、議論に入りたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、この後、コメントシートに記入いただく時間がございますので、記入時間と合わせて全体で40分程度を予定してございます。

それでは最初に、事実確認等も含めまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。どなたからでも結構でございます。

では、お願いします。

【赤井先生】 ありがとうございます。初めに事実確認なんですけれども、まず1つの論点が競争性・透明性ということで、なかなかどの規模でこのサービスを提供していくのかというところが、サービス提供というか、この監視をしていくのか、難しいところがまずありますので、コストが十分に、今、現在のサービスがあるとして、そのサービスに対してコストが十分効率的になっているのかというような視点で、少し確認ですけど、レビューシートのところで「資金の流れ」というのがございまして、いくつか、公募、一般競争入札、あとは公募・随意契約、あとはその他・随意契約となっているんですが、公募・随意契約の意味とその他・随意契約の意味、それから、監視サービスの提供というクワンタム・テクノロジーと、あとメンテナンスサポート、フォーカスシステムズとあるんですが、そのメンテナンスサポートとサービスの提供というのはどう違うのか、教えてください。

【総務課長】 では、お願いいたします。

【監視委総務課長】 まず、随意契約（公募）でございますが、こちらは過去に一般競争入札を実施いたしまして、その結果1者しか応札がなかったという経緯がございます事

案につきまして、再度いろいろヒアリング等をして、なかなか入札をして事業者の応募が見込めないというときに使っている手法でございまして、ただ、我々が知らないところで応募される事業者もおられるかもしれないので、公募という形をとらせていただいております。また、随意契約（その他）というものにつきましては、こちらは特命随意契約ということで、サービスの性格上、特定の事業者しかサービスが提供できないようなものについて、この随意契約（その他）という方式を使っております。

【赤井先生】 では、2つ目の点で。フォーカスシステムズ及びクワンタム・テクノロジーのサービスの違いを教えてください。事実確認なので、別に特にそれがというわけじゃないんですけど、どういうふうに割り振ってやっているのかという。

【担当課長補佐】 私からお答えいたします。先ほど冒頭でご説明させていただきました資料の4ページ、インターネット巡回監視システム運用経費というのがございましたが、まずクワンタム・テクノロジー社に関しましては、こちらのインターネットを巡回するという仕組み、サービスを提供していただいております、いわゆるASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）と言われるような形のサービス料という形になります。それから、フォーカスシステムズ社のメンテナンスサポートのほうは、その前のページ、3ページ目のデジタルフォレンジック関連システムというのがございますが、こちらで使用しているパソコンであったり、サーバであったりといった機器あるいはソフトウェアの保守をお願いしている業者になります。

【赤井先生】 だから、インターネットを巡回する部分と、あとフォレンジックの部分が別々のサービスになっているという。

【担当課長補佐】 はい。そういう形、別々に調達しているという形になっております。

【赤井先生】 これは一緒に調達できないような感じの製品になっているんですね。これは仕組みとしてはまた別々のものなんですね。

【担当課長補佐】 はい。別のものになっておりまして、クワンタム・テクノロジーのほうは単純にインターネットを巡回する……。

【赤井先生】 集めてくるだけですね。

【担当課長補佐】 だけという……。

【赤井先生】 で、集めたものから何か出してくるのは、また違うサービスということですね。

【担当課長補佐】 その仕組み自体を提供しているのはクワンタム・テクノロジーです。

検索できるようなページであったり、そういったものを作成して提供しているのがクワンタム・テクノロジーになります。フォーカスシステムズのほうは単純に我々が使用しているパソコンであったり、サーバであったりといった機器の故障のときの対応をしたりとか、あるいはデジタルフォレンジックの専用の特種なソフトウェアに係るサポートをしていただいていうようなものになります。

【赤井先生】 わかりました。ありがとうございます。

【総務課長】 ご質問、ご意見等、お願いいたします。どなたからでも……。

お願いいたします。

【宮内先生】 先ほどの説明資料の2ページにございます右側の図の中の、不正取引等の疑義があるもの、これがデジタルフォレンジックの窓口というか、入り口の一番網羅的なもので、これ自体をどうやって拾ってきているのかというのは、またこの前のIPSのところでも拾われてくるものであったり、それ以外のものもあつたりするんだろと思うんですね。今、インターネットの情報が非常に膨大化していて、多分今後もずっと膨大化は続いていくだろうと想像されているわけですが、今、IPSによる収集というのは時間というか、期間とサイトを指定してやっておられるというところなんです、その網羅性の問題として十分なものなのかどうか。今、予算がこれで取られているわけですが、果たしてこの業者で十分な検討がされているのか、実はもっと金融庁予算だけでなく大きな予算の中で考えなければならぬような事態なんじゃないかとも思っておりまして、その辺のところは、何か政府全体の動きが、もしあるのであればお教えいただきたいし、今の状態で十分とお考えなのか、それとも、何らかの形でこれを手当てしていこうと思っておられるのか、いかがなものでしょう。

【監視委総務課長】 今、ご質問のあった件につきましては、まずこのインターネット巡回システムというところは、今ご発言がありましたように、期間と対象サイトを指定して、巡回して情報を取ってくるという仕組みになっております。その前提として、まずインターネット上に無数のウェブサイトがございますので、その中で、やはり我々の監視委員会の観点ですと、相場に影響を与えるような不適切な書き込みはないかどうかということですので、いろんな投資家が参照されているような大規模な掲示板とか、ブログですとかいったところは、まず巡回するサイトに指定しております。また、いろいろ投資家等から情報が寄せられますので、投資家が関心を持っておられるサイトですとかいったところは随時追加するようにしておりまして、我々が日常の監視活動の中で把握しております、

注意しなければいけない掲示板ですとかブログですとかいうところは、今カバーはできていると感じております。ただ、もちろんそれが全てではなくて、柔軟に新しい情報があればその指定するサイトを拡大することは、まだキャパシティーはありますので、それはやっていこうと思っておりますので、現状、我々の認識といたしましては、無数にあるウェブサイトの中から、相場に影響を与えるようなサイトについては広く我々の監視の目が行き届いているのかなというところで考えておりますし、そこは柔軟に拡大、広げていこうと思っております。

【宮内先生】 期間の点はどうなのでしょう。そういう期間というか、ピリオドとして、年がら年中そのサイトは見に行っているんですか。

【監視委総務課長】 これはサイトによって若干違いはあるんですけれども、日々見に行っておりまして、やはり仮に不公正取引に不適切な書き込みが利用されるというところになりますと、その目的を達した後すぐに消去されるケース、データが削除される可能性がありますので、それができるだけ、何か証拠として残せるような形で、一定の頻度で情報を収集するようにしております。

【総務課長】 宮内先生、よろしいですか。

【宮内先生】 はい。

【総務課長】 それでは、永久先生、お願いします。

【永久先生】 今の話にも関連するんですけど、以前いただいた勉強会の資料の中で、日本と諸外国との比較というのがありました。それをよく見ますと、上場企業数とか時価総額の数字を見ますと、日本はかなり多いわりに定員、職員数も少なければ、予算額もかなり少ないというようなものがありますけれども、その違いはともかく、諸外国でやられている仕組みというのは、我が国が行っている仕組みとどれだけ違うのかということを伺いたいんですが。これ、人数もお金もかかっていないということは、他の国に比べると、ものすごく安くて効率的になっているか、もしくは貧弱か、どちらかだと思うんですけれども。

【総務課長】 お願いします。

【監視委総務課長】 勉強会をやったときにいろいろご質問をいただきまして、我々のほうで可能な範囲で調査をいたしました。そこで、公表資料等から把握できたところでございますが、例えばアメリカと比べたときに、アメリカでは膨大な約定データ等から不公正取引が疑われるパターンを自動抽出するようなモデルが実際つくられて運用されている

ということですので、そういったものはまだ我々の市場監視の中ではございませんので、それは将来の検討課題かなと認識はしております。

【永久先生】 どんどん科学技術が発展するに伴って、不正取引というものはいろんな形で複雑に、かつ見えにくくなってきていて、それに対応していくということがこの公正な取引を維持するためには重要になるんだろうと思うんですけども、アメリカでそうしたことをやられているということは、現実的にさまざまな不正取引が潜在的にあって、そうした対応をしていかないとなかなか捕捉できないというようなことでやられているんだと思うんですけども、我が国はそうしたことに對して捕捉し切れているんでしょうか。

【監視委総務課長】 そもそもの違反行為の母集団自体がどれだけあるのかというのはなかなか把握できておりませんが、少なくとも情報収集という観点、我々が、まず我々の活動の入り口としていろんな情報を集めておりますが、先ほどの一般投資家の方々からいただく情報ですとか、あるいはIPSを使っていろんなウェブサイト上の情報を集めたり、あるいは証券会社等から疑わしい取引の情報をいただいたり、取引所からまたいろんな疑わしい取引の情報をいただいたりという、いろんな情報を集めておりまして、それを分析した上で必要なところに審査・調査を行っておりますので、そこは一定程度カバーできているとは思っております。ただ、それをより効率的に、よりもっと深度ある形で分析していく必要はもちろんあるかと思しますので、そこはFinTech等のIT技術の進展等に合わせた形で、我々の監視システムのほうも高度化を図っていく必要があるかなとは思います。

【総務課長】 石堂先生、お願いします。

【石堂先生】 論点にもあります成果指標のことについてお伺いしたいと思うんですけども、レビューシートですと勧告・告発件数とか、これはちょっと不正があるんじゃないかというようなものに対する審査件数みたいなものが目標に挙げられていますし、また、アウトプットのほうも、書込件数にしても、検査件数といったものが挙がっている。これは確かにこういうものが1つの成果指標になり得るのかなという気もするんですけど、これ、ある意味では証券取引等監視委員会がどれだけ活動したかというボリュームを示すものであって、ちょっと意地の悪い言い方をすると、監視委員会の活動にもかかわらず不正がはびこると、この数字はドンと跳ね上がって、あたかも成果が上がっているかのように見えてしまうという部分があるような気がするんですね。それで、先ほどの諸外国との比較なんかでもそんな気がしたんですが、結局、我が国の状況がどうかということを判断するには、市場取引の規模との比較みたいなものがやっぱりどこかに入っていないとまずい

んじゃないかなと。この成果指標のところも、これだけやった、これだけやったというのが出てきて、それがいわば効果を発揮して不正の抑止力になっているといえますか、未然に防ぐパワーとして働いているということを成果指標として何とか取り込めないかと。そうすると、単年度の数字の比較ではおそらく無理で、経年で見えていくような感じでこの成果指標のところを置かないと、働きがいいかどうかというのはなかなか判断しづらいんじゃないかなという感じがするんです。その辺、何かお考えがあるかなというのが1つです。

それから、もう1つは、先ほどの諸外国の比較、そして私、先ほど申し上げましたように、市場の取引規模との関係というのが重要だと思うんですけども、何となくこの監視業務というのは、徹底的にやろうと思えばどんどんボリュームは増えていっちゃうと思うんですね。ですから、どの程度やるのかということについて、我々、日本で行われている監視委員会の活動のボリュームというのが適正であるかどうかということを、やはりこれも市場の取引規模との比較でやっていかなきゃだめなんじゃないかなと思います。ということは、だんだん予算が累増していくおそれがあるような気がしてしまして、それに対しては、今言ったように、対象をどういうふうに変別していくかということも1つあるでしょうし、もう1つはやはり取引所とか、例えば公認会計士の集まりとかいう関連するところと役割分担をどう的確にやっていくかということが必要なんじゃないかなと思うんですけど、おそらく今もある程度のことはやられているということだとは思いますが、そういうふうにして、ほかのところと分担することで証券取引等監視委員会の業務をできるだけスリムにするような、的確に的を絞ってやるようなことをお考えになるかどうか、そこを2点お伺いしたいと思うんですが。

【総務課長】 お願いします。

【監視委総務課長】 最初のご質問ですけれども、市場規模等について時系列で見ていく必要があるのではないかとご質問だと思います。こちらにつきましては、今、手元にある資料が東証一部、二部、マザーズ、JASDAQの上場株式の時価総額の推移なんですけれども、2014年度・575兆円、2015年度・518兆円、2016年度・581兆円ということで、ほぼ大体横ばいぐらいの規模になっております。それで、市場規模との関係で、我々がどんどん見る監視対象が広がっていくのではないかとこのところなんです、そこは今リスクベースの調査・検査というのを意識して取り組んでおりまして、監視対象が広いものですから、いかに情報を事前に集めて、そこでリスクの高いところに絞って調査・検査を実施していくということを心がけております。調査・検査の実施

件数を見ていただきますと、それほど増えてきていないと思うんです。そこはしっかりリスクベースで、リスクのあるところに調査・検査に入っていくということを心がけておりますので、そういった取り組みをやることによって効率的な監視をやっていくこととしております。

それから、もう1点でございますが、取引所等あるいは関係団体との連携ということでございますが、現状もいろんな情報連携等をしております。その上で、例えば取引に係る分析等であれば、やはり発注データですとか、取引データは取引所のほうに集約、ありますので、そこで見ていただいて、我々のほうはそれとは違った視点で、我々が持っているいろいろな情報、我々が入手している情報というのをインテリジェンス情報と呼んでおりますが、そういったものを活用して不正取引の対象を見つけていくということで、相互に補完し合ってやっていると認識しております。もっともっと連携強化を取引所や証券会社等としていかないといけないかなとはもちろん思っておりますが、現状もそういったところで、できるだけ効率的な市場監視をやるようには意識して取り組んでいるところでございます。

【石堂先生】 ありがとうございます。私は取引規模がどんどんもし増えていくようであれば、当然監視対象も増えていっても仕方がないかなということなので、必ずその関連性を持って見ていていただきたいという意見です。それで、今のおっしゃったのからいくと、取引規模も実は時価総額で見るとそんなに変わらないと。こちらの件数もあまり変わらないから、いいところに落ち着いているんじゃないかなというお答えと理解したいと思います。

それから、今の話に若干関連するんですが、予算が累増しないかというのを私は非常に心配するものですから、レビューシートの中で受益者との負担関係は妥当かという欄がありまして、受益者は投資家であるという前提で書かれているんですけども、実は不正防止といえますか、投資家の公正な市場をどう維持するかという中には、その市場を安定的に運用していくという機能もやっぱりあると思うんですね。そうすると、投資家保護だから受益者は投資家だということよりも、市場が安定して推移するためということになれば、私は、端的に言うと、証券会社も受益者だと捉えていいのではないかなと思うんです。ただ、この資料の中にも金融商品取引業者そのものの不正をどう見るかという部分もありまして、なかなか微妙なものはありますけども、市場の当事者として証券会社から幾ばくか負担を求めても、そんなにおかしくはないんじゃないかなと思うんですけども、その辺は

いかがでしょうか。

【総務課長】 お願いします。

【監視委総務課長】 今ご質問の点につきましては、我々のミッションというか、使命のところに戻ってしまうんですが、公正・透明な市場を確保し、投資家保護を図ると。それによって投資を活発化し、資本市場の発展に貢献し、ひいては日本経済の発展に資するというミッションを持っておりますので、そういうところを考えますと、まさに市場を利用する者全体が受益者なのかなというところもあるかなと感じておりまして、そこはいろんなご議論があるかとは思いますが、今はそういう形で、国庫で負担しているという整理になるかなと理解しております。

【石堂先生】 ですから、このレビューシートにも「受益者との負担関係は妥当であるか」という表現になっていますから、1つぜひ検討課題として捉えていただければありがたいと思います。

【総務課長】 では、吉野先生、お願いします。

【吉野先生】 ありがとうございます。幾つかありますが、1つはやっぱりいろんな取引の参加者から、「日本の市場というのは結構厳しいぞ。不正をするとほとんど見つかる」というレピュテーションというか、そういうのがあることが一番望ましいと思うんですけども、そういう声を聞かれているのか、それとも、東京市場は結構ゆるゆるで大丈夫だよというようなことがあるのかどうかというのは、もしそういう名声とか評判があれば教えていただきたいと思います。

それから、2番目は、今のご意見の誰が負担するかですけども、今やっぱり東京市場の魅力を設けて、そこでもっと活躍していただきたいというのが1つの今、日本の大きな目標だと思いますが、そうであれば、市場が公正であればより多くの人々が東京市場を使って、それ全体が日本の活性化につながるわけですから、そうすると、受益者というのはもっと広いかもしれないですね。そういう意味では、その関連産業の人だってみんな受益を受けているわけですから、じゃあ、そうすると負担をどうするかというのは、またぜひ考えていただきたいと思います。

それから、3番目は、資料のポンチ絵のところ、2ページ目の取引の審査、調査・検査、それから勧告・告発という、右側のところですけども、この場合にやっぱり先ほどご説明のように、解析力というか、その能力というのがすごく重要だと思います。それで、資料1の下から3行目のところに、成果実績の経年の変化が26年度が61件、27年度が5

4件、28年度が72件というふうに変化してきているんですけど、先ほどの市場規模から、市場の取引高がそんなに変わっていないんだとすると、この比率が上がっているということはやっぱり検査がとか、それから調査がしっかりしてきたのか、それとも、どういうところでこういうふうになん少増えてきているのかわかれば、1つ教えていただきたいことと、それから、解析力を上げるためには海外での研修とかいろんなものが必要だと思うんですけども、どういう取り組み、同じ予算でも能力のある人がやれば低い、少ない人数でたくさん検挙できるわけですから、そういう人材の育成というのがきちんとなされているのかというのが3番目です。

それから最後は、資料2の5ページのところで、主にこういう検挙のときには一般投資家からのいろいろな情報というのが重要だと思うんですけども、5ページのようにパンフレットで情報を出されたり、ホームページだったり、あるいは講演会とか、いろいろなやり方をやられながら一般投資家から情報を集めていると思うんですが、これまでどういうやり方が一番この情報を収集するのにいいのかどうか、そういうのがわかれば教えていただきたいと思います。

最後は、これからやっぱりどんどんFinTechが進んで、それから諸外国との取引も活発化されると思うんですけども、そうすると、国際的なネットワークといいますか、海外の当局としっかりこういう不正らしいと思われる取引を、情報を交換する必要がもっと出てくると思うんですが、海外との情報の交流というのがきちんに行われているのかどうか。それから、今後どういうふうになんそれをさらに強化されようとしているのかをお聞きしたいと思います。

【総務課長】 お願いします。

【監視委総務課長】 まず、最初のご質問ですけれども、例えば海外の投資家等に日本で不正を働くとすぐ見つかるぞというような声、そういうふうになん言われるように我々、目指して頑張っていますし、いろんな場面を通じまして、対外的な今、情報発信強化をしまして、監視委員会としてこういう問題意識を持って、こういうリスク認識を持って監視していますということを、いろんな場で講演等をするにしまして対外、あるいは国際会議等の場で発信することによって、広く対外的な発信等もしているところでございます。ただ、具体的な評判等については今、承知しているところはございません。

それから、2つ目のところでございますが、事業レビューシートの1ページ目のところで、成果実績として26年度が勧告・告発件数61件、27年度が54件、28年度が7

2件ということでございます。こちらについては、その増減要因というところなんです、なかなかこれをはっきり特定するのが難しく、我々の監視力が強化されたのでこういう勧告・告発件数が増えたのか、あるいはもともとの不正が広まっていて、全体としてそういう不正が増えているのかというところは、なかなかその特定は難しいのかなと考えております。

ただ、1つ申し上げられるのは、次のページの中段のあたりにデジタルフォレンジック関連システム経費のアウトプットといたしまして、調査・検査件数というのを書いてございます。こちらは26年度186件、27年度145件、28年度135件ということになっておりまして、例えば27年度でございますと、調査・検査件数が145件中、勧告・告発に至った件数が54件ということで30%台だったものが、28年度においては135件の調査・検査を行ったうち、72件が勧告・告発に至ったということで、ここの割合というものは、こちらは53%で高まってきているのかなということで、より精度を持って調査・検査が行われてきているのかなということがございます。そちらをより今後は高めて100%に近づけていく必要があるのかなと考えておりまして、そのためには必要なデジタルフォレンジック技術等も、まさに監視対象が高度化すれば我々の市場監視ツールも高度化していくという形で、より整備を図っていく必要があるのかなと感じているところでございます。

それから、3つ目のご質問で、海外で研修等、人材育成ですが、スキルを持った人材の育成が必要ではないかというご質問で、まさにそういうふうに認識をしているところでございます。例えば、海外、今、アメリカのSECに人材を派遣しておりまして、そこでアメリカの調査・検査手法のノウハウ等を習得し、スキルを向上させているという取り組みも行っておりまして、今後そういう海外当局への人材派遣というのをもっと拡大していければと考えております。また、国内でもいろいろOJTですとか、そういう専門研修というものを頻繁に開催し、職員のスキルアップを図っていききたいと。特に、IT分野についての研修等を強化していききたいと考えております。

それから、次のご質問で、一般投資家の方からいろいろ情報提供いただいた際に、その情報がどういうきっかけでといいますか、情報提供窓口の存在自体をどういう媒体で知ったのかというところについては、現状十分把握できておりません。ですので、今のご発言をいただきましたので、今後はどういう、情報を提供するに至った経緯等がわかるような形で、例えばインターネットですと、どういうことで情報受付窓口の存在を知ったのかと

いうのをチェックしていただくとか、あるいは電話等ではそういうことを必ず確認するような取り扱いにするとかいったことで、まさに我々の活動の効果測定ができるような形に改善していければと考えております。

それから、もう1つご質問いただきました、FinTech等が進展し、これですます金融資本取引がグローバル化していくということで、海外当局との連携は強化していく必要があると考えておりまして、証券当局の国際的な会議等を行っておりますIOSCOという組織がございますので、そちらの会議等にできるだけ参加して、いろいろ我々の取り組みについて情報発信するとともに、海外の最新の取り組みを我々のインプリケーションとして学んでくるという活動をより積極的にやっていきたいと考えております。

【総務課長】 それでは、堀江先生、よろしいですか。お願いします。

【堀江先生】 それでは、2点ばかりご質問と意見を述べさせていただきたいと思います。本日いただきましたカラー刷りの資料2のシートでいいますと、主に予算は3つのタイプに分かれていて、情報収集・分析態勢の強化と、それからインターネットの巡回、それともう1つがデジタルフォレンジックス。こういうふうに3つに分かれているわけですが、先ほどの赤井委員のご質問ともちょっと関係するんですが、多分民間企業なんかの発想でいきますと、これらを3つパッケージとしてうまく連携させて、1つの業者でうまく付加価値がつけられるような発注方法はないのかなと。多分、金融庁の場合、ボトムアップの積み上げ式で予算を組んでいるので、こういうふうに業者を分断するというのが先に出てしまっているのではないのでしょうか。確かに大きなシステムですと、特定のベンダーに対するベンダーロックインが生じないように、分割発注として、システムを幾つかに分割して発注すること重要です。しかし、A、B、Cと三者に分割して発注して、単純に合計すると1者にまとめるよりもコストは低くなるけれども、例えばプロジェクト管理のためのコストが大きくなったりとか、結果として見るとかえって高くついちゃったといったようなケースもよく聞く話でございます。そういう意味で、特に効果をどうやって高めるか。ご指摘の通り、これからはフォワードルッキングの視点が大事だと思います。この言葉は、予兆を早期に発見するという意味でお使いなのかと思うんですが、そういった観点から見たときに、それぞれを3つ、ぶった切ると言うところちょっと言葉は乱暴ですが、切ってやるよりも、1つにうまくまとめて考えていったほうが良いような、そんな発想もあり得るのではないかと思います。

これと関連することなんですけれども、証券取引等監視委員会としてこういうことをや

られているわけですが、金融庁全体として考えますと、例えば検査局とか監督局とか、総務企画も一部関係してくると思うんですけれども、共通的に、情報をどうやって集めてくるかとか、ビッグデータ等を使った分析をこれからどのように行っていくのかというのは、非常に重要な課題になってきているように思います。そういう意味で、証券取引等監視委員会の予算というように限定的に策定するという立てつけだけではなくて、もう少しいろんな部局でもさまざま応用できるような発想が必要ではないかと思いました。

特にインターネットの巡回に関し、クワンタムという会社のホームページを事前に調べてみたら、ネットの巡回サービスだけではなくて、さまざまなサービス提供をしているわけですね。一方、デジタルフォレンジックスをやっていますフォーカスシステムズも、デジタルフォレンジックスだけではなくて、もちろんここに強みがあるというのはわかりますけれども、いろんなサービスをやっているわけです。そういったことも考慮に入れて考えていかないと、発注をぶった切ってやってしまうと、デジタルフォレンジックス機器のサーバ調達と、その他の細々とした備品、それから、それらを調達するのか、リースにするのかと、あまりにも細か過ぎて、かえって効果をそぐようなことになっているのではないかという感想を持っております。

以上です。感想というか、意見になってしまいましたので、お答えいただかなくても結構でございます。

【総務課長】 最初、監視委員会、お願いします。

【監視委総務課長】 今のご指摘を踏まえまして、今後、合わせて調達できるようなものについては、その可能性を積極的に業者等と対話して探っていければと考えております。

【総務課長】 では、管理室長から。

【管理室長】 堀江先生からの、監視委に限らず、検査局とか監督局とか、全体でのビッグデータの扱いとかいう話につきましては、今後、重要な課題として考えてまいります。

【総務課長】 それでは、大変恐縮ですけれども、議論に入りまして30分ほど超経過いたしましたので、コメントシートへの記入を開始していただけますようお願いいたします。記入が終わり次第、後ろに控えております事務局職員が受け取りに伺いますので、お声がけいただければと思います。また、コメントシートを記入されながら、引き続き、ご質問等、ご意見等ございましたらいただければと思います。

石堂先生、お願いします。

【石堂先生】 細かい話で恐縮なんですけども、レビューシートの「支出先上位10者

リスト」というのがありまして、これ、トータルもそう大型件名でもないのですが、このページのBのところの支出先1、2というところに住友電設があって、いずれも業務内容がサーバの調達なんです。1つは競争入札で調達と書いてあって、その上のはサーバの拡張だといって、今度は随意契約の公募随意契約だったわけです。これは両方とも同じ年度内の話なんです。そうすると、サーバと書きながら全く別物だったらまた話は別なんですけども、最初に調達しておいて、その年度中にそれよりも大きい金額で拡張が生じたと考えていくと、何か、それは拡張せざるを得ないというのは、年度の予算額にあったところから見ても、最初からわかっていたような気がする記述なんです。ですから、はっきり申し上げると、これは別物ですと言って答えていただくと「ああ、そうですか」で終わるんですが、もし同じサーバの調達とその拡張となれば、なぜ最初から両方合わせた形で一般競争入札ができなかったのかという疑念が残るなと思って、質問したいと思ったんですけど、いかがですか。

【総務課長】 お願いします。

【監視委総務課長】 1番目のサーバの拡張というのは、過去に調達したファイル共有サーバでございまして、そちらの拡張でございます。

【石堂先生】 違うんですね。

【監視委総務課長】 2番目のサーバの調達は解析用サーバということで、デジタルフォレンジックで補正したデータを解析するためのサーバということで、別物でございます。

【石堂先生】 わかりました。

【総務課長】 お願いします。

【宮内先生】 意見として聞いていただければと思うんですが、IPSでデータを取ってくる件数というのがございますね。これに対してデジタルフォレンジック関連で調査・検査件数というのが出てきて、これのインプットに対するアウトプットとしてはこれが相当するのではないかと私は理解するんですけども、あわせて、それとの関係でいくと、先ほど課長さんが説明したように、28年度でいくと135件のデジタルフォレンジックの調査・検査件数に対して、告発に至ったものが72件というその関係を、一定の割合なり何なりにして成果を見ていくという見方をされたほうが、実態の状況をあらわし得るのではないかと。ただ、アウトカムがほんとうに、告発件数がアウトカムになるのかどうかというのは、前回もご議論いただいたように難しい、それこそマーケットでどのぐらいの規模だったらこのぐらいが許されるのかというのが、先ほどどなたかが言われたように、

世界各国との関係で見ていくノーマルな範囲におさまっているかどうかというようなことを判断材料にしないとならないのかとは思いますが、とりあえずインプット・アウトプットの関係は今言ったような格好で、なおかつ、目標はそれの割合のどのぐらいのキープなんだというような格好で設定していかないと、もともとここの活動のターゲットが明確になっていかないんじゃないかと思っております。

【総務課長】 ほかにご意見等ございましたら、コメントを記入しながらでも結構でございますので、よろしくお願いします。

赤井先生、どうぞ。

【赤井先生】 ありがとうございます。設備等の関連もあるんですけど、それはどういう方がきちっとそれを使いこなすのかというようなところで少しお聞きしたいんですが、この予算のうち、実際そのパソコンですか、ソフトを使って調査する人のお金はどうなっていますでしょうか。

【監視委総務課長】 人件費はこのデジタルフォレンジック経費の中には含まれておりません。

【赤井先生】 ないわけですか。

【監視委総務課長】 はい。

【赤井先生】 ただ、研修の費用だけは入っているわけですね。

【監視委総務課長】 はい。研修の費用は含まれております。

【赤井先生】 この研修で、例えばその人がいて、その研修にお金を割くべきか、そのお金でもっとシステムのほうを強化すべきかというところでは、効果的なほうを選ぶという視点はあると思うんですけども、この研修をする人がどのような人で、研修をする前と後でその人の能力がどういうふうに変ったのか、そういうものを指標で捉え、指標というか、成果を何らかの形で、例えば何かの勉強でしたら、そのテストみたいなのではあるとか、何かそういうのは世界的にもあるのでしょうか。その点と、研修を受ける人は毎年変わるのか、そのあたりを教えてください。

【総務課長】 お願いします。

【監視委総務課長】 研修を受ける人はそういうデジタルフォレンジックチームというチームのメンバーが主体になっておりまして、そこは定期的な人事異動サイクルがございますが、長い方もおられますので、そういう専門家の方が中心になってデジタルフォレンジック研修は受けられますので、ノウハウは蓄積されていると思います。ただ、その研修

を受けた後の成果の測定というのは、なかなか目に見える形というのはいないんですが、研修に参加した場合は、もともと研修でどういう知識を得てくるかというのを組織として確認した上で、その研修に行って得た知識というのをレポートにして、情報共有していくという取り組みは行っております。

【赤井先生】 わかりました。

【総務課長】 コメントシートのほうは皆様よろしいですか。

【吉野先生】 よろしいですか。先ほど最初に申し上げた、これ、悪いことをやった人に、ぜひ日本の市場はどんな感じなのというのを聞いていただいて、やっぱりそういう人たちが一番知っているわけで、東京市場は結構やりやすいんだよとか、結構厳しいんだよとかいうのは彼らが一番よく知っていると思うんですよね。ですから、ぜひ何か、何でもいいですけど、どう見ますかというようなことで、何らかの形の国際比較がないと、この予算でいいのかどうかはなかなか判断できないと思うんです。それから、やっぱり悪いんだ、弱いんだとすると、じゃあどこが悪いんだということも見ておいていかないとけないと思います。

【総務課長】 今、集計作業をやっておりますので、まだお時間がございますので、ご意見等ございましたら、よろしくお願いします。

堀江先生、お願いします。

【堀江先生】 これは証券取引等監視委員会だけのことではないのですが、いつも、1者応札になると、その理由が、契約から納品までの期間が短か過ぎてだめなんですという話が、私が契約監視委員をやっていたときからの繰り返しでありました。このあたりのことは、あらかじめわかっていることでもございますし、やはりいいものを安く調達する上では一番大事な鍵になるかと思っておりますので、ぜひこのあたりのことをこれからも気をつけていただければと思います。

吉野先生のお考えももちろん十分理解できますけれども、私は、こういうものにはもっときちんとして予算をつけてやるべきではないかと思っております。国際的に見ても、確かに調べてみなければわからないところはたくさんあるわけでございますけれども、東京市場は信頼性があり透明性もある市場なんだというふうなところを狙う上では、日本が最先端を走るぐらいの勢いで考えていくべきだというふうな考えを持っております。

以上です。

【総務課長】 どうもありがとうございました。

石堂先生、お願いします。

【石堂先生】 ちょっと時間もあるようであれですので。平成12年から監視委員会の活動が始まったのかなと思うんですね。今やっている三本柱といいますか、この3つというのは平成12年から3つで来ているんですかね。それで、素人なりに考えると、電話のところなんていうのは今までそう金額も変わりようがないところかなという感じがしますが、コンピューターをいろいろ使って、あるいはネットを調べてというようなところは、平成12年から比べるとやっぱりだんだん大きくなっているというような捉え方でいいんですか。

【総務課長】 お願いします。

【電算機専門官】 お答えいたします。やはりおっしゃられるとおり、IT技術の進展に伴いまして、コンピューターを使った調査・検査に係るシステム、あるいはデジタルフォレンジックに係るシステムについては年々拡大する傾向にあるというのが実情でございます。

【赤井先生】 では、時間もあるようですので私から。

【総務課長】 赤井先生、お願いします。

【赤井先生】 実績で72件という告発があるんですけど、これによって市場が、そういう見つかることによって市場はどのぐらい影響があるのか。あまり詳しくないんですけど、見つかること、そういうことはしてはいけないというようなことにもなりますし、それによって市場も良くなっていくと思うんですが、実際、見つかったことによってどのぐらい市場に良いインパクトがあったかみたいなものの評価というのはできるんですか。

【総務課長】 お願いします。

【監視委総務課長】 なかなか定量的な評価は難しいかとは思いますが、言えることは、1つは、市場においてそこで不公正な行為が行われていたわけですから、それを市場から排除したということは1つプラス効果だと思いますし、さらに、今、先生がおっしゃいました、その摘発行為を広く公表することによって、同種の事案が再発防止、未然防止につながっていくのかなという効果は大きいんだと思いますので、将来の不正行為の抑止という効果というのは非常に大きいものがあると思っていますので、監視委員会も今、情報発信にすごく力を入れておりまして、いかに個別事案で終わらせるではなくて、その背景等も含めて、原因も含めて、それを広く周知をすることによって、どういうことをすれば同種の事案が防げるのかというのを市場関係者にわかっていただく……。

【赤井先生】 だから、将来のシミュレーションのような形で、何もしなかったときにはこれぐらい等、難しいかもしれないんですけど、そういうものからどのぐらいよくなっているのかというところをうまく出してくれれば、その効果と実際の費用見合いで、どのぐらいまでやるのが一番いいのかという、じゃあ幾ら、ものすごいコストをかけるのがいいのかどうなのか、摘発件数にもよると思いますけど、そういうのが見えてくるのかなと思ったので。難しいと思いますけど。

以上です。

【永久先生】 今の話に関連して、時間があるようでしたら。

【総務課長】 お願いします。

【永久先生】 とても大事なお話の部分だと思うんですけども、こうした勧告がありましたよ、告発がありましたよという、それを告知することというのは抑止力を高めるためにはとても重要ですよね。ですから、システムがものすごく最新でなくても、その部分がきちりとできていたならば抑止効果はとても大きくなると思うんですが、現在それはどのような形で行われているんですか。今やられているという話だったんですけども。

【総務課長】 お願いします。

【監視委総務課長】 個別事案に問題があつて、勧告・告発する際には、記者レクという形で新聞記者、マスコミの方、メディアの方を集めて、そこで事案の概要ですとか、その背景ですとか、根本原因も含めてご説明をして、報道等をしていただくという形にしています。また、雑誌記事等に積極的に監視委員会としてどういう問題意識を持っているかというのを投稿して、個別事案から導かれる問題点、例えば上場会社の開示、ディスクロージャーの問題であれば、その上場会社のガバナンスのどこに問題があったのかということも明らかにした上で、そういうのを積極的に広報、雑誌等に寄稿したり、あるいはうちの監視委の幹部がいろんな市場関係者の集まりの場に出向いて、講演等で直接監視委の問題認識を訴えていく、メッセージとして伝えていくという活動をやっておりますし、特に今、強化しているところでございます。

【永久先生】 いずれにしても間接的なあれですよ。なかなか難しい話ではあると思うんですけども、それでいうと、メディアの取り上げ方というのはご満足いけるような状態と理解してよろしいんですか。取り上げていただいているという感じですか。

【監視委総務課長】 もちろんメディアだけではなくて、監視委員会のホームページにも発信をしておりますし、あるいはパンフレット等もつくって、年報という活動報告書も

つくって、いろんなところに配布して講演等を行っておりますので、もちろん、メディアを通じての発信は非常に重要なツールだと思っていますが、それに限らず、いろんな場面で情報発信をしています。特に海外向けにも英語で事案の概要等を発信しておりますし、そういう形でいろんな場を通じて、我々のメッセージを内外に発信しているというところでございます。

【総務課長】 吉野先生、お願いします。

【吉野先生】 一般的なんですけど、私、法律の専門じゃないんですが、金融犯罪は一般的に罰金があり大きな金額ではなくて、人をけがさせたりするとすごいことになるんですけど、やっぱり全体的に考えると市場をゆがめたらその犯罪の効果は大きいですから、法律的にはある程度罪の金額みたいなものは考える必要が、法律体系全体にあると思うんですけど。

それから、あとは先ほどの競争入札は、やっぱり競争がないと世の中うまく動かないです。だから、絶対に、あるとき1者であっても、次の年にはほかの会社にするとか、必ず競争が起こるような世界にいつもしておいていただかないと、うまくいかなくなると思います。

【監視委総務課長】 今ご指摘のあった競争の確保というところは、今後も意識して進めてまいりたいと思います。

【総務課長】 吉野先生、よろしいですか。

【吉野先生】 今、皆様の評価をいただきまして、ちょっと分散というか、割れておりまして、まず申し上げますと、「現状どおり」というのが2つ、2票です。それから「事業内容の一部改善」が3票、「事業全体の抜本的な改善」が1票、「廃止」はゼロであります。そういう意味では、今回の評価は少し分散した結果になりました。

それで、主な外部有識者の方々のコメントを4つほど、今までのご議論の中にございましたけども、述べさせていただきます。1つは、市場の公正性・透明性の確保、それから投資家保護の観点から、当該事業の役割は重要であるが、今後金融取引が高度化され、それから事業が拡大されると想定される中では、コスト削減に努めるような効率的・効果的な調達の実施、それから受益者負担のあり方を整理してほしいというのが1つのご意見であります。

それから2番目は、皆様からありました成果指標について、市場規模との関連で見るとか、それから事業の成果や効率性を定量的に判断できる適正な指標の導入など、この事業

が本当にいいのかどうかという成果指標をぜひしっかり考えていただきたい。

3番目が、事業に係る設備等の整備及び予算の規模について、民間との役割分担の検討、それから諸外国におけるこういう予算の状況、対応状況を確認して比較するというようなことが今後必要であると思われます。

それから4番目ですけども、これからますますFinTechとかA I、ビッグデータの進展がテクノロジーとともに行われると思われますが、最新テクノロジーの導入の検討やI T専門家などの人材育成をもっと進めることが必要であるというのが、大きな意見であります。

今、申し上げましたように、票数は少し割れましたけども、廃止という方はおられませんで、それぞれの委員の方々が先ほどからコメントがございました、良いご指摘がございましたので、取りまとめ案といたしましては、事業の内容の一部改善を行っていただき、それであると、「現状どおり」とそれから「抜本的な改善」が1票と2票とそれぞれでしたので、平均いたしますと「事業内容の一部改善」ということに取り組んでいただきまして、それぞれの先生からしっかりとコメントが出ておりますので、ぜひ証券取引等監視委員会としてもこれをしっかりと受けとめて、今後の活動に向けていただければと思いますが、いかがでしょうか。

先生方、よろしいでしょうか。

【永久先生】 一言ちょっと。

【吉野先生】 お願いいたします。

【永久先生】 私、抜本的な改善に入れた1票なんですけれども、それはネガティブな意味では全然なくて、むしろこうした能力を高めるべきだという趣旨でございますので、ちょっと付させていただきたいと思います。

【吉野先生】 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。

それでは、以上のように私の読みまとめました取りまとめということで、事業内容の一部改善をぜひお願いしたいと思います。

【総務課長】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に統括責任者の森田総括審議官からご挨拶申し上げたいと思います。

【総括審議官】 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、非常に活発なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

最後に吉野先生からもおまとめいただきましたとおり、情報通信技術の進展という環境の中で、諸外国との比較で効率的・効果的な取り組みができているのだろうかとか、それ

を捉える成果指標のあり方、抑止効果をどういうふうに評価するのか、それが市場のレビューテーションにどのように反映されているのか。また、限られた予算の中でどこまでやるのか。受益を含めた役割分担のあり方、また、海外当局との連携のあり方。さらには人材育成のあり方、研修の成果の捉え方、また契約の結び方に至るまで、非常に広範なご意見を頂戴したと考えておりまして、この場をかりまして、まず厚く御礼申し上げます。

いただきました意見につきましては、我々のほうで再度よく精査させていただきまして、今後の予算の要求や執行に反映させていきたいと考えております。引き続きどうかよろしくご指導のほどお願いいたします。

今日は本当にどうもありがとうございました。

【総務課長】 それでは、以上をもちまして、金融庁の行政事業レビュー公開プロセスを終了させていただきたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

—— 了 ——